

# 宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題 (上)

佐竹 靖彦

【要約】 本稿は宋代において最も後進地域であるといわれる夔州路の地域的性格を社会経済的に明らかにしようとするものである。夔州路は少数民族と漢民族が錯居する施州・黔州等の地方とそれ以外の地方に分けられるが、前者においては少数民族の共同体体制の中から、私的所有と権力が宋王朝のイニシアティブの下に成長しつつあり、漢民族あるいは少数民族の有力者は旧来の共同体の公権を私的なものに変化させることによってその大土地所有を貫徹させていった。後者ではすでに宋代以前に類似の段階を経過していたことが、大土地所有者の私的武力保有の形態を規定していたが、南宋中末期にはその下の隷属農民に小経営自立の動きが成長した。いわゆる同路の佃戸逃亡禁止令はこのような前期的封建制の危機の再編成のため施行されたものと考えられる。

史林 五〇巻六号 一九六七年一月

## はじめに

本稿の目的は実証的には、北宋の皇祐年間に制定されたち南宋の淳熙・開禧年間に修正された四川の夔州路の佃戸逃亡禁止令について、その内容と意義を明らかにすることにある。そしてそのためにはこの地域の地理的条件、商業の問題、権力機構の問題、農業労働及び土地所有と民族矛盾の問題、等々を総合的に考えることが必要となってくる。

本稿では夔州路の地域的歴史的性格について土地所有と民族の問題を中心に追求し、他の多くの論点をこれと関連的にとらえるための努力を試みたい。

夔州路はのちにみる如く、現在までの研究史によっても、民族矛盾が比較的大きな比重をしめる施・黔等の州とその他の諸州にわけて考えることができる。そしてこの民族矛盾はまたその他の多くの問題と密接に関係していると思われる。歴史的傾向からいえば施・黔等の州の状況はその他

の諸州がより以前に経過した状況に類似しており、前者から後者への発展方向が考えられる。この点からいえばこの傾向に即して施・黔等の地方の状況から考察を始めるのが穏当であるが、研究史の上からいえば夔州一路により普遍的にみられる事態の性格を解明することがさしせまって要求されているので、ここでは第一章で後者について考え、第二章でこれと対応して前者の問題点を分析したいと思う。

こうして歴史的傾向としては前者から後者への発展という方向を考えながら、同時代的には両者の性格の差を地域差として把握するという二つの視点をとり、分析の視角としては量的な差こそあれ、土地所有の問題と民族問題という共通の問題点をとりあげ、両視線の交錯する所に一つの歴史像をうかがわがらせようというのが本稿の目的である。実際には多くの未整理の論点が残る、この二つの論点を統一的に把握しえたとはいいがたいけれども、こうした角度からの批判と指導を先学の諸氏に期待したい。

### 一、夔州路「内部」の地主佃戸制と権力機構

ここでいう「内部」という言葉は夔州路内の漢民族と少

数民族の住域の接触地点とそれ以外の地域に分けて考えた際に後者を指すものとして使用した。「」を使用したのはいうまでもなく漢民族中心主義的なニュアンスをさけるためである。

夔州路の地主佃戸関係に最初に注目したのは周藤吉之氏である。氏は「宋代の佃戸制」(『中国土地制度史研究』)のなかで、『宋会要』食貨卷六九逃移の、南宋淳熙十一年六月二七日・開禧元年六月二五日の二勅をとりあげ、その他の史料の分析をつけ加えて、当時の四川では、大土地所有が佃戸の地主への身分的隸属と田地への緊縛を伴って実現されていたと規定し、更に『宋会要』食貨卷一農田雜録の天聖五年十一月条によって、江淮・兩浙・荊湖・福建・広南等の諸路でも、佃戸の土地への緊縛がみられると考えた。

このように周藤氏の分析は、まず最も典型的な大土地所有の存在を夔州路で考え、これを四川に、更に東南諸路に拡大していくという方向をとっている。そのうち兩浙での大土地所有の内容については宮崎市定氏の批判があり(宋代以後の土地所有形体『東洋史研究』二二の二)、氏はここで兩浙地方は佃戸の佃権の成立さえみられる先進地域であり、学

田の佃戸が土地所有者の交代にもかかわらず変更されないのは、土地への緊縛によるものではなく、佃権の成立として考えられるべきであると規定した。

一方柳田節子氏はまず「宋代の客戸」(『史学雑誌』六八の四)で、先進地域⇨狭郷⇨人多土少⇨土着戸優勢⇨主戸率の高さ・後進地域⇨寛郷⇨土広人稀⇨客籍戸の流入⇨客戸率の高さという独自のシエーマをたて、この規準から兩浙地帯の先進性と四川ことに夔州路の後進性を主張した。ついで同氏は周藤・宮崎両氏の論争から問題点を整理し、「宋代土地所有にみられる二つの型—先進と辺境」(『東洋文化研究所紀要』二九)を書き、宮崎氏の見解を兩浙等の先進地域にみられるもの、周藤氏の見解を荊湖南北路・四川諸路等の後進地域にみられるものと規定し地域差の観点から兩説を统一的に理解しようとした。しかしこの論文では兩地域の土地所有の構造的な問題が十分には明らかにされず、しかも先進・後進のメルクマールとしての寛郷・狭郷説(客戸⇨客籍戸説)と伝統的な客戸⇨佃戸説との間には微妙なくらいちがいが残されていた。そしてこの二つの命題の間の矛盾は実際には唐宋変革を古代から中世への転換と考える学説に

とつての伝統的な弱点であったと考えられる。すなわち加藤繁氏から周藤吉之氏に至る学説史の中で、一方では宋代は中世的な大土地所有の展開期であり、自作農の没落と大土地所有の拡大・客戸⇨佃戸の増加がその基本的方向であるという見方と、同じ加藤氏の「宋代の主客戸統計」(『支那經濟史考証』上)から柳田氏の「宋代の客戸」に至る先進地域程客戸の比率が低く自作農が多量に存在するという見方の間の矛盾が一貫して存在した。柳田氏はこれについては宋代の大量の流民の存在を考え、いわゆる客戸とは主として佃戸と客籍戸という二つの異った範疇を統合する制度的概念であるという立場から、後進地域に戸籍上の客戸が多いのは流民の附籍による有田無税戸の増加をあらわしており、先進地域で戸籍上の客戸が少ないのは戸籍上のからくりにより佃戸が客戸として登録されない(漏戸)ためであると主張した<sup>①</sup>。

このような考え方は草野靖氏の「宋代の主戸・客戸・佃戸」(『東洋学報』四六の一・二)によって更に徹底され、戸籍上の客戸は基本的に客籍戸であり、彼らは有産戸として兩税を負担し、地主の大土地所有の中に完全にくみこまれている佃

戸は戸籍に編籍されず従って戸口統計にはあらわれないと推論した<sup>②</sup>。しかし草野氏の論証過程には、宋史食貨志役法の、主戸が職役を忌避するため名義上土地を形勢戸に売却するといふ記事を佃戸の徭役免除とする誤りや、慶元条法事類卷四八賦役門で、客戸への身丁錢賦課のため主客戸共に丁口数を申告させていることを指して客戸の兩税負担とする等<sup>④</sup>多くの問題がある。以上のような問題点はつきつめれば、宋代の歴史の發展方向を大土地所有の展開―客戸の増加とする元來のシェーマと、戸口統計上にあらわれた發展傾向とのくいちがいを、制度史の立場から技術的に処理しようという手段をとった必然的な結果であるといえよう<sup>⑤</sup>。

筆者は先に「宋代鄉村制度之形成過程」(『東洋史研究』二五の三)で、宋初の鄉村制度が主客戸制の上に立っていること、主客戸制の實質的内容は、基本的には無所有者である佃戸を制度的に村落秩序から疏外することを目的とするものであり、佃戸が多く客籍戸であったという事情はこの村落秩序の制度化の重要な要素とはなっているが、根本的には主客戸制度は通説の如く、地主佃戸關係の法制的表現であると考えるべきであると主張した。本稿でも四川四路を対象

としながら、地主佃戸關係からその法制的表現としての主客戸制度、更にはこの地域の鄉村制と權力機構まで、問題をできるだけ統一的に考えてみたい。

以上のように、周藤・柳田説は四川全体を後進地域として考えるという方向をもっていたが、梅原郁氏は「南宋淮南の土地制度試探——宮田・屯田を中心に——」(『東洋史研究』二二の四)(以下「試探」と略称)で周藤氏のいう強固な地主佃戸關係は夔州路の、しかも官荘に主としてみられたものであると批判し、周藤氏が「宋代四川の佃戸制——最近の研究を読んで——」(『唐宋社会経済史研究』)(以下「四川の佃戸制」と略称)で、こうした關係が官荘に限らず、しかも帰・峽・澧等の荆湖北路の諸州にも同様の規定が行なわれていたと反論したのに対し、更に同書の書評(『東洋史研究』二五の三)(以下「書評」と略称)で、官荘に限られていない部分は、施・黔等の蕃漢雜居する地方の特殊情況に対応した令文<sup>⑥</sup>であり、帰・峽・澧の三州については、夔州路の佃戸が逃移した時に、必らず経過する地方であるから、手つづき上の問題として隣接諸州に法令の趣旨を徹底するために協力を求めたにすぎないと解釈している。

梅原氏の批判は史料操作の精密化という技術的な面に重点があり、ことに後進地域を夔州一路に限っている点で注目には値するが、路分の地主佃戸関係についての積極的提言はなく、その論点にしても帰峡・豊三州のとりあつかい等、あまりに技術的にすぎると思われる。

以上の学説史整理の中で当面積極的につくべき論点は、当時の四川では①一円の大土地所有、②佃戸の地主に対する身分的隷属関係、③これに対応する佃戸の土地への緊縛がみられ、④こうした諸関係を典型的にあらわしている地方として夔州路が考えられるということになるだろう。この四つの論点は直接に路分の地主佃戸関係の性格を問題としているが、この点に限って論ずれば史料が少く、しかも国家権力との関係を統一的に把握することは困難である。本稿では、まず当路の生産力の水準について確かめ、次に国家権力の地主佃戸関係への対応を示す諸統計資料を、その対応関係に主眼をおいて分析し、最後にこの二つの考察からえられた結果を参考にしながら、地主佃戸関係を分析するという方法をとりたい。

路分全体を概括的にみると『文定集』巻四奏議「御筭問

蜀中旱歉画一回奏」に

一、契勘、成都府路水田多山田少、又有渠堰灌溉。其潼川府路多是山田、又無灌溉之利……一、夔路最為荒瘠、号为刀耕火種之地。雖遇豐歲、民間猶不免食草木根實、又非潼川府路之比。とあり、范成大の『吳船録』淳熙四年六月庚戌条にも「至恭州、自此入峡路。大抵自西川至東川、風土已不同、至峡路益陋矣。」とある。一般的に夔州路の生産力は極めて低かったと思われる。

ここに見える刀耕火種といわれる生産のあり方については同じく范成大の『范石湖集』卷一六「勞畬耕」の序をみると畬田、峡中刀耕火種之地也……春種麥豆……秋則粟熟矣。官輸甚微、巫山之民、以收粟三百斛為率、財用三四斛了二稅、食三物以終年」

とあり、夔州巫山県では刀耕火種（焼畑）がおこなわれ、麦・豆・粟の三種の作物をつくり、兩稅收奪は收穫物のほぼ一%にすぎなかったとのべている。

この巫山県は陸游の『入蜀記』巻六・乾道六年一〇月二四日の記事には「早抵巫山県、在峡中亦壯県也。市井勝帰峡二郡」とあり、夔州路の中ではかなり発展した地域であ

ろうと思われる。他の諸州も地勢的・地質的に相似た条件をもっているから、文定集に夔州路全体を一括して刀耕火種の地としているように、ほぼ同様の作物体系でかなり広範囲に刀耕火種が行なわれていたと考えられる、ついでながら帰・峽・豊三州についてみると、『呉船録』・淳熙（四年）丁酉六月庚申・辛酉の条には

泊帰州、帰故管隸湖北、近歲、以地望形勢正在峽中、乃以屬夔是矣。而財賦仍隸湖北、歲止輸二万緡、而一州所屬、罷於奔命非是。当別撥此緡、補湖北、而帰併以隸夔、始尽事理

とあり『入蜀記』卷六、乾道六年一〇月二〇日条に「蓋五代時、帰峽皆隸荆渚也」とあるのをみれば南宋でもこの二州は夔州路に属しうる条件をそなえていたと考えられる。後にみるように豊州の場合もふくめて、帰・峽・豊の三州は社会経済的に夔州路の諸州と同様の關係をもっていたのではないだろうか。ここでは一応この想定に立ってこれらの三州をも合せて夔州路の状況を考えてみたい。

まず帰州についてみると、『入蜀記』卷六・乾道六年一〇月一六日の条に「帰之為州、才三四百家、負臥牛山、臨江。州前即人鮓甕、城中無尺寸平土。」とあり、『范石湖集』卷一

六の「帰州竹枝歌」にも「……城郭如村莫相笑、人家伐閭似渠稀」とある。帰州は『元豊九域志』をみると一州の主客戸は凡そ一万戸で夔州路の他の諸州に比しても人口は少ないが、州治の人口が州の人口の二五分の一乃至三〇分の一にすぎないというのは集落形体の上からも、この地方での権力機構の性格を考える上でも注意すべき事実である。いいかえれば帰州では州城も一般の村落を少し規模をひろげた位にすぎず、その拡大の条件としては州官の駐在と同州が四川盆地から内地への主要交通路に当たっていることがあげられ、先進地域での州治所在地とは性格を異にしているのである。帰州の賦税徴収の状況についても、同じく『入蜀記』の翌日の記事に

郡集於望洋管玩芳亭、亦皆沙石壘确之地。賈守云、州倉歲収秋夏二料粟稷稻米、共五千余石、僅比吳中一下戸耳

とあるように、この五千石の現物と先にみた二万貫の諸収入では、官人・吏人の俸給にあてるのがせいっぱいではなかったかと思われる。

『呉船録』淳熙丁酉（四年）六月庚戌条にも「恭為州、乃在一大盤石上、盛夏無水土氣……」とあり州治の立地条件

表1 四川四路の戸口数と墾田額

|      | 墾田額        | 総戸口         | 一戸当り田地 |
|------|------------|-------------|--------|
| 全 国  | 4,616,556頃 | 16,402,631戸 | 28.5畝  |
| 成都府路 | 216,062頃   | 864,403戸    | 25 畝   |
| 梓州路  | 田為山崖       | 難計頃畝        |        |
| 利州路  | 11,781頃    | 336,248戸    | 3.5畝   |
| 夔州路  | 2,245頃     | 254,340戸    | 0.97畝  |

は帰州と同様である。又『入蜀記』巻六、乾道六年一〇月二七日条にも「早至夔州、州在山麓沙上」とある。

こうした事実は、夔州路での税収入の大部分が商税によってしめられていたことを想起するなら、当地の官僚機構が中央機関への依存性を強くもっていたことを示している。

このような推定を更にうらづけるのは、当時の夔州路の田地に対する国家権力の把握の状況である。次に『文獻通考』巻四田賦考四にのせる畢仲衍の中書備対(熙寧末年のもの)

の)にみえる四川四路の墾田額と『元豊九域志』にみえる当時の四路の戸口数とを掲げる(表1)。

この場合、『宋史』食貨志・農田の項に「……是四戸耕田一頃、由是知天下隱田多矣。又、川峡広

南之田、頃畝不備、第以五賦約之。」という状況であり、絶対数

としてはこの統計の示す数字を信頼することはできないが、ここで

重要なのは成都府路の一戸当りの

田数が全国での平均に近く、夔州路の数字はその25分の1にもあたらないう事実である。先にしめした当路の生産力の低さから云っても、統計に示されたこの地方の一戸

当りの墾田額の低さは、未登録の田地が極端に多かったことをあらわしている。何故なら例えば、これは明代の梓州路瀘州の場合であるが、『永樂大典』巻二二一七の「瀘州

府志」にみえる同州の戸口と次巻の田糧とから計算すると、一戸当りの墾田額は六九畝となっており、夔州路でもこの程度の田地が保有されていたものと思われるからである。

次にこの中書備対の統計につけ加えられている諸州の官田額及び『宋会要』食貨六一の七〇にみえる職田の額とを、墾田額と対比して次に掲げよう(表2)。

この場合にも夔・利・益の順で同様の傾向があらわれているが、中でも夔州路の場合、官田と職田、すなわち国家

権力の直接所有に属するものが全体の三分の一をしめていることが重要である。これは恐らく国家が大経営の下にある地主の田地をごく一部しか把握することができなかった

ことを示すものであろう。なお『宋会要』の統計も畢仲衍の中書備対によるもので元来は同一の史料からでたもので

表2 四川四路の官田・職田額と全墾田額

|      | 職田額 (a) | 官田額 (b) | 墾田額 (c)    | (a + b)/c |
|------|---------|---------|------------|-----------|
| 全 国  | 23,487頃 | 63,393頃 | 4,616,556頃 | 1.9%      |
| 成都府路 | 791頃    | 65頃     | 216,063頃   | 0.4%      |
| 梓州路  | 547頃    |         |            |           |
| 利州路  | 467頃    | 1,100頃  | 11,781頃    | 14 %      |
| 夔州路  | 473頃    | 223頃    | 2,245頃     | 31 %      |

主戸一戸当りのそれは成都府路の場合のほぼ三倍になっている。これは夔州路では、主戸一戸当りの田地所有額が大きく従って免役銭の徴収額が大きくなるという傾向のほか、成都府路ではすでに戸等のごまかしが多く、又後述の如く、貧農層としての主戸が存在していたのに対して、夔州路では地主の格づけがまだ大きな意味をもっており、この点で

ある。職田が官田に入っていない（成都府路・夔州路では官田より職田が多い）のは職田が州県官の直接の収入となるからであろう。

以上四路ことに夔州路の田土把握の状況を示したが、逆に国家の戸口把握の状況をあらわす資料として『宋会要』食貨六六の四四・免役にみえる熙寧九年の免役銭徴収額をあげよう（表3）。

この表によると、主戸一戸当りの免役銭の徴収額は後進地域程多くなっており、夔州路の場合には

表3 四川四路の総戸口と免役銭徴収額

|      | 免役銭 (a)     | 主戸数 (b)     | (a)/(b) |
|------|-------------|-------------|---------|
| 全 国  | 10,414,553貫 | 10,820,175戸 | 0.91    |
| 成都府路 | 660,949     | 620,523     | 1.06    |
| 梓州路  | 340,066     | 248,481     | 1.38    |
| 利州路  | 420,975     | 189,133     | 2.21    |
| 夔州路  | 228,936     | 75,432      | 3.04    |

実質的な戸口把握が可能であったことを示しているであろう。又客戶についてもこの地域では後にみるように移住が困難であり、地主の側からいえば客戶を国家に登録することにより客戶の自分への帰属を法制化し客観的なものとする必要があり、先進地域に比べるところでも客戶の把握がかなり正確であつたろうと推定される。

次に国家権力とこの地方との関係をより直接的にみるために、官僚制と商税の徴収の状態についてみてみよう。まず官僚制については、『宋会要』職官四八の三三・宣和六年一〇月二三日条に

臣僚上言、川峡四路差官之法、令佐並不得差川陝人、内地人多不願就。故本路監司、不免差官權撰、所差官多是川人、有至三年不替者、其与破格差注、名異実同。欲乞斥川峡四路令佐、内無応入人、而限滿無本色人就者、許通注隣路人。……詔可依所奏、尚書省立法施行。



とある。ここで「令佐並不得注川陝人」とあるのは意味が少しく不明瞭であるが、同書四八の三三、靖康元年六月二九日条には「令佐不得並差川峽人」とあり、ここでも令佐の一方は川人以外でなければならぬという意味であろう。四川の場合も廻避制の原則に従って可能な限り外部の官を赴任させようとしたのであり、同書同卷翌年の宣和七年三月二七日条では更にすすんで県令には川人をあてない規定になつてゐる。ここで問題となるのはこの規定があつたため権撰官の制度が発展したことである。こうして一般の官吏の任期以上に権撰官が在任する状況がみられ、しかもその多くは川人であつた。同じく『宋会要』職官四八の四七・嘉定元年閏四月一二日条では

刑部侍郎宣諭使呉俣奏……然以四川觀之、知県之闕有余、而改官之員極寡、每歲所改川班不過十五員、分為四路銓注、逐路不得過三四員。以故知県常有見闕去処、有司不免破格差注、或奏辟選人及小使臣、或簿尉監當兼權、或寄居待次官撰事。

と知県の場合でさえ多く権撰の制によつたとある。その上、知県・県令が任命された場合でも、同書四八の四四・慶元三年二月二日の記事に

臣僚言、四蜀県令知県、違法抽差甚衆、到官未幾、即謀他徙。……大抵非貴游之子孫、即高談之文士、往々憚煩不肯屑就、迫於合入、姑為一來、委而去之、不過附之佐官而已。

というように実際には任所に一度顔を出すだけで、事務管理は佐官まかせになるという事態を伝えている。この佐官の多くが権撰の制によつていたことは前引の諸史料からみて間違いないであろう。

このように四川四路は廻避制にもとづく科挙官僚制を受け入れにくい素地をもつていた。なかでも夔州路は『宋会要』職官四八の一八・淳熙一二年八月一三日条に

吏部乞將夔路見闕県令、辟差一次、從之。以吏部侍郎王闡言、夔路見闕県令凡二十処、亦有六七年無正官者。

とあり路分の半数以上の県が県令を欠いている状況を伝えている。<sup>⑨</sup>

夔州路は科挙官僚制を受け入れる素地を欠いていたと同様に科挙官僚をうみだす条件をもつていなかった。今、

『宋代蜀文輯存』の作者考に記された四川の名人の出身地分布をみると次のようである(表4)<sup>⑩</sup>。すなわち夔州路の場合時期が下るにつれて若干数字がふえているが、全く問題

表4 四川名人の出身地分布

|    | 北宋前期       | 後期       | 南宋前期     | 後期       |
|----|------------|----------|----------|----------|
| 成都 | 46名<br>71% | 57<br>73 | 64<br>64 | 44<br>57 |
| 梓州 | 12名<br>19% | 18<br>23 | 32<br>31 | 25<br>33 |
| 利州 | 7名<br>10%  | 2<br>3   | 2<br>2   | 5<br>7   |
| 夔州 | 0名<br>0%   | 1<br>1   | 3<br>3   | 3<br>3   |

にならない(三二一名中七名比率にとどまっている。

ここに記した数字は四川四路に限って見たものであるが、それでは四川四路が宋代の全版図の中でどのような位置にあったのであろうか。ここで名人の出生年がはっきりしており年代的

な変動が比較的簡単に知られる、姜亮夫の『歴代人物年里碑伝綜表』によって各路分別の名人出身数を統計にとってみると次のようになる(表5)<sup>①</sup>。この統計をみれば北宋初・中期までは各路分の出身者の比率が割に接近しており、又中国北部と中・南部の出身者数もほぼ同率であるが北宋末期になって中・南部の優位が確立するとともに、両浙・江西・福建等に数字が集中してくることがわかる。こうした諸点については当面の課題に直接関係しないので改めて考察することにしたが、一応南宋を通じて中国中・南部では南宋中期の福建路の抬頭期を除いて、両浙路が首位を

しめ、このあとを江東西路、成都府路、福建路が雁行して次位を争っていること、がわかる。以上の二つの統計の示す数字は、いずれも記録によって知りうる限りの名人の出身地をあつめたもので、直接科挙に合格した人物の分布をあらわすものではないが、かなりこれに近似した数値を与えるものと考えて間違いないであろう。こうしてみると、宋代の四川四路の中で成都府路だけが科挙官僚輩出の中心地となっていたことが更に明瞭になると思われる。

この成都府路と対照的に夔州路が極端に貧弱な数値を示すという事実は、夔州路の経済力の弱さをあらわすとともに、同地域には科挙官僚制に順応して地主たちが在地を離れうるような政治的社会的諸条件が与えられていなかったことによるものであろう。

商税については、『宋会要』食貨一五・一六にみえる熙寧一〇年の商税統計では、四路の商税徴収額はほぼ各路の総人口に対応している。

しかしこのことは四路の商品流通が同様の形態をもってなされたことを意味するわけではない。幸徹氏の「北宋の

表5 両宋名人出身地分布表(姜乾夫・『歴代人物年里碑伝綜表』による)

| 生年   | 960~ |       | 990~ |       | 1040~ |      | 小計  |       | 1090~ |       | 1130~ |      | 1170~ |       | 1200~1229 |       | 小計  |      | 総計      |       |       |
|------|------|-------|------|-------|-------|------|-----|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-----------|-------|-----|------|---------|-------|-------|
|      | 実数   | %     | 実数   | %     | 実数    | %    | 実数  | %     | 実数    | %     | 実数    | %    | 実数    | %     | 実数        | %     | 実数  | %    | 実数      | %     |       |
| 出身地域 | 4    | 2.9   | 33   | 9.4   | 10    | 4.0  | 47  | 6.4   |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      |         |       |       |
| 東京東  | 6    | 4.4   | 9    | 2.3   | 6     | 2.4  | 21  | 2.8   |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      |         |       |       |
| 東京東  | 9    | 6.5   | 44   | 12.5  | 12    | 4.8  | 65  | 8.8   |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      |         |       |       |
| 東京西  | 3    | 2.2   | 2    | 0.6   | 2     | 0.8  | 7   | 1.0   |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      |         |       |       |
| 京西北  | 22   | 16.1  | 34   | 9.7   | 13    | 5.2  | 69  | 9.3   |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      |         |       |       |
| 京西北  | 7    | 5.1   | 12   | 3.7   | 9     | 3.6  | 28  | 3.8   |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      |         |       |       |
| 河西北  | 13   | 9.5   | 12   | 3.7   | 3     | 1.2  | 28  | 3.8   |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      |         |       |       |
| 永興   | 4    | 2.9   | 18   | 5.1   | 6     | 2.4  | 28  | 3.8   |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      |         |       |       |
| 秦鳳   | 0    |       | 3    | 0.9   | 1     | 0.4  | 4   | 0.5   |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      |         |       |       |
| 河東   | 6    | 4.4   | 9    | 2.3   | 1     | 0.4  | 16  | 2.2   |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      |         |       |       |
| 小計   | 74   | 54.0  | 176  | 50.2  | 63    | 25.2 | 313 | 42.4  |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      |         |       | (313) |
| 淮南東  | 5    | 3.6   | 8    | 2.3   | 6     | 2.4  | 19  | 2.6   | 2     | 1.1   | 1     | 0.5  | 2     | 2.1   | 1         | 1.6   | 6   | 1.1  | 25      | 2.6   |       |
| 淮南西  | 2    | 1.6   | 4    | 1.1   | 4     | 1.6  | 10  | 1.4   | 4     | 2.2   | 1     | 0.5  | 2     | 2.1   | 1         | 1.6   | 8   | 1.5  | 18      | 1.9   |       |
| 淮浙   | 14   | 10.2  | 57   | 16.2  | 87    | 34.7 | 158 | 21.4  | 64    | 35.2  | 95    | 48.5 | 19    | 19.6  | 20        | 32.8  | 198 | 32.9 | 356     | 37.0  |       |
| 江西南  | 9    | 6.5   | 10   | 2.8   | 16    | 6.4  | 35  | 4.7   | 24    | 13.3  | 24    | 12.2 | 5     | 5.2   | 14        | 23.0  | 67  | 12.5 | 102     | 10.6  |       |
| 江西南  | 10   | 7.8   | 29   | 8.3   | 23    | 9.2  | 62  | 8.4   | 20    | 10.9  | 24    | 12.2 | 13    | 13.4  | 11        | 18.1  | 68  | 12.7 | 130     | 13.5  |       |
| 湖湖北  | 2    | 1.6   | 9    | 2.6   | 1     | 0.4  | 12  | 1.6   | 2     | 1.1   | 2     | 1.0  | 1     | 1.0   | 0         | 0     | 5   | 0.9  | 17      | 1.8   |       |
| 湖湖北  | 2    | 1.6   | 9    | 2.6   | 3     | 1.2  | 14  | 1.9   | 2     | 1.1   | 0     | 0    | 0     | 0     | 1         | 1.6   | 3   | 0.6  | 17      | 1.8   |       |
| 荆成   | 10   | 7.8   | 28   | 8.0   | 11    | 4.4  | 49  | 6.6   | 15    | 8.3   | 19    | 9.7  | 7     | 7.2   | 4         | 6.6   | 45  | 8.4  | 94      | 9.8   |       |
| 梓利   | 1    | 0.8   | 7    | 2.0   | 0     | 0    | 8   | 1.1   | 5     | 2.8   | 4     | 2.0  | 6     | 6.2   | 1         | 1.6   | 16  | 3.0  | 24      | 2.5   |       |
| 建州   | 1    | 0.8   | 0    | 0     | 1     | 0.4  | 2   | 0.3   | 0     | 0     | 1     | 0.5  | 0     | 0     | 0         | 0     | 1   | 0.2  | 3       | 0.3   |       |
| 福建   | 0    |       | 0    | 0     | 0     | 0    | 0   | 0     | 1     | 0.6   | 0     | 0    | 0     | 0     | 0         | 0     | 1   | 0.2  | 1       | 0.1   |       |
| 福建   | 6    | 4.4   | 14   | 4.0   | 36    | 12.4 | 56  | 7.6   | 43    | 23.6  | 24    | 12.2 | 42    | 43.3  | 7         | 11.5  | 116 | 21.6 | 172     | 17.9  |       |
| 淮南西  | 1    | 0.8   | 1    | 0.3   | 0     | 0    | 2   | 0.3   | 0     | 0     | 1     | 0.5  | 0     | 0     | 1         | 1.6   | 2   | 0.4  | 4       | 0.4   |       |
| 小計   | 63   | 47.5  | 176  | 50.2  | 188   | 73.1 | 427 | 57.9  | 182   | 100.2 | 196   | 99.8 | 97    | 100.1 | 61        | 100.0 | 536 | 96.0 | 963     | 104.0 |       |
| 總計   | 137  | 101.5 | 352  | 100.4 | 251   | 98.3 | 740 | 100.3 |       |       |       |      |       |       |           |       |     |      | (1,276) |       |       |

過税制度」(『史淵』八三)によると、北宋期の過税は一州一徵制であり、従つて長距離交通の幹線にあたる地方では州税務の税額が極めて多額となり州全体の商税徴収額も大きくなるが、このことは必ずしもその州内の地域的な商品流通が盛んであったことを意味しない。この説に従えば夔州路の諸州は多く揚子江本流の兩岸に位置しているために州税務の過税徴収額が多額にのぼり、そのため全体としての税額もかなり大きくなったものと思われる。そこである程度の誤差をみこみながら、州税務の税額を交通幹線を通過する商品に対する過税をあらわし、県以下の税務の税額を地域の商品流通をあらわすものと仮定して、これと各路の戸口数との対応を考えてみよう(表6)。

この統計で梓州路が全ゆる点で低位の数字を示しているのは奇妙な事実である。又この資料によると、旧額<sup>①</sup>とある部分に比して熙寧一〇年では税務数が増加するのが一般的傾向であるにもかかわらず、梓州路では相当に税務数の減少がみられ、税額の減少も著しい。一方後にみるように梓州路は四路内でも全国的にみても鎮の発達が最も著しい地域であるにもかかわらず、この統計では懷安軍に一つ鎮務

表6 四川四路各州の商税額の分析

|      | 総税額(a)                   | 県鎮以下の税額(b)              | 総戸口(c)                   | b/a  | b/c  |
|------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|------|------|
| 成都府路 | 715,840貫                 | 292,470貫                | 864,403戸                 | 0.48 | 0.34 |
| 梓州路  | 308,327 <small>々</small> | 17,958 <small>々</small> | 478,171 <small>々</small> | 0.06 | 0.04 |
| 利州路  | 336,375 <small>々</small> | 85,132 <small>々</small> | 336,248 <small>々</small> | 0.24 | 0.25 |
| 夔州路  | 240,952 <small>々</small> | 29,276 <small>々</small> | 254,340 <small>々</small> | 0.12 | 0.12 |

の税額が記されているにすぎない。この間には何らかの事情があったに違いないが、ここではとりあえず梓州路を除外して他の三路の情況をみることにしよう。

さてこの統計では、総税額に対する州税務以外の税額で、夔州路は利州路の二分の一、成都府路の四分の一であり、州税務以外の税額の戸口数に対する比率では利州路の二分の一、成都府路の三分の一にすぎない。更にまた、州税務以外の税務の税額の中の鎮、場務での税額はそのうちでも約7%にすぎず、実際の鄉村範囲での商品流通

は極めて少なかった。又この統計をみると夔州路の一般鎮場務では五百貫から千貫にかけての税額がみられないが、『宋会要』食貨五四の諸州倉庫・天聖四年正月の条には

三司言、近勅逐路転運司相度、轄(疑欠下字)州軍外鎮道店商稅場務課利、年額不及千貫至五百貫以下处、許依陝西転運司擊

画体例施行、具有無妨礙詣実事状中奏。……有利州夔州路輻運司相度到、轄下州軍管界鎮務道店商稅場務課利、年額不及千貫至五百貫以下処、許人認定年額買撲、更不差官監管、別無妨礙。省司看詳、欲依逐路輻運司所陳道理施行。

とあり、これらの税務は豪民の買撲によつたため個々の税額が記されなかつたのであろう。こう考えると実際の在地の商税額の率はこの表にあるよりは若干高くなるが、その徴収には買撲という方法がとられ、地域の商品流通と豪民経済とのつながりを育てていた。たとえば文同の『丹淵集』卷三四「奏為乞差京朝官知井研事」をみると、これは成都府路の陵井監井研県の例であるが、井塩について

豪室至有二・三十井、其次亦不減七・八……、今本県界内、已僅及百家。其所謂卓筒井者、以其臨時易為藏掩、官司悉不能知其実多少数目、每一家須没工匠四五十人、至三二十人者。

とあり、常に中央集権国家の財政的基礎の一をなすと評価される塩売買も、この地方ではその生産までこれらの豪民の手に握られていた状態を伝えている。『元豊九域志』の四川の部をみると塩井は主として梓・夔の二路に分布しており、これらの地方ではこうした状況は更に明確にみられ

たものと推測できる。『涑水記聞』卷一五に「先朝以来、夔州路減省賦、上供無額、官不榷酒、不禁茶塩、各以安遠人為意。」とあるのはその傍証である。<sup>⑩</sup>

このような夔州路における豪民と商品流通の関係にみられる他の三路と異なった特徴は各路分の各州の総戸口と鎮数との相関々係の面にもあらわれている。次に『元豊九域志』によつてこれらの数字を表にまとめ(表7~10)、更に各州について、横軸に総戸口を、縦軸に鎮数をとつてグラフ(グラフ1~4)を作製すれば次のようになる。このグラフでは路分ごとに異なった傾向がみえており、そのうち夔州路の二州が特異な値を示すが、これは渝州と達州である。この二州は地域的にも梓州路に隣接しており、その数値も梓州路と同じ傾向をもっている。この二州を除いて考えれば夔州路と他の三路の相異は極めて明白である。各路分内でも更に各州をいくつかのグループに分ける試みは有効であろうが、とりあえずここでは夔州路と他の三路の差異に注目したい。すなわち他の三路では各路に量的なちがいは認められるが、会体として総戸数の増加につれて鎮数が増加するという傾向が明らかであるのに対して、渝州・達州

表7 成都府路の各州戸口と鎮数

| 府州名 | 主戸数     | 客戸数    | 総戸口     | 鎮 数 |
|-----|---------|--------|---------|-----|
| 成都府 | 119,388 | 49,710 | 169,098 | 19  |
| 眉 州 | 48,179  | 27,950 | 76,129  | 18  |
| 蜀 州 | 65,599  | 13,328 | 78,927  | 10  |
| 彭 州 | 57,418  | 14,999 | 72,417  | 5   |
| 綿 州 | 106,064 | 17,085 | 123,149 | 27  |
| 漢 州 | 61,697  | 16,843 | 78,540  | 15  |
| 嘉 州 | 17,720  | 52,826 | 70,546  | 17  |
| 邛 州 | 63,049  | 17,081 | 80,130  | 11  |
| 黎 州 | 1,797   | 915    | 2,712   | 7   |
| 雅 州 | 13,461  | 9,526  | 22,987  | 3   |
| 茂 州 | 318     | 339    | 657     | 0   |
| 簡 州 | 32,638  | 7,576  | 40,214  | 15  |
| 威 州 | 1,286   | 383    | 1,669   | 0   |
| 陵井監 | 31,909  | 15,419 | 47,328  | 14  |

表8 梓州路の各州戸口と鎮数

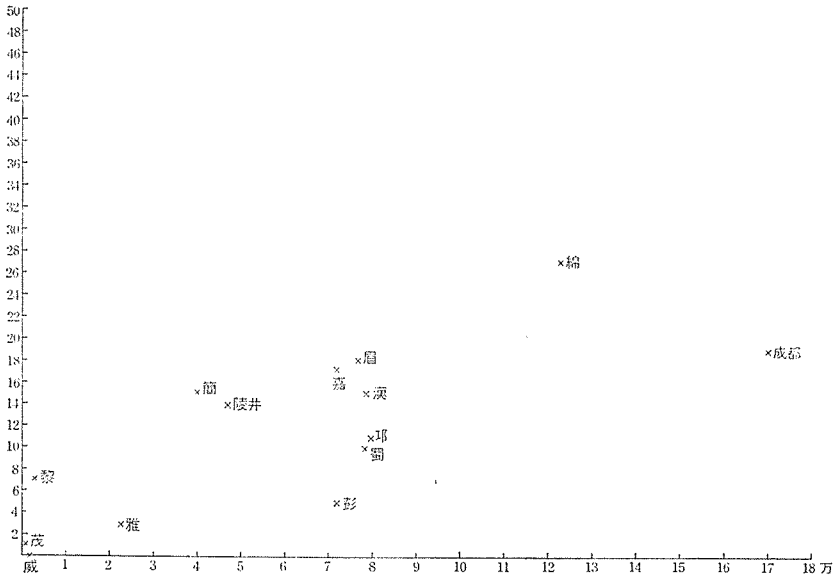
| 州軍名 | 主戸数    | 客戸数    | 総戸口    | 鎮 数 |
|-----|--------|--------|--------|-----|
| 梓 州 | 58,707 | 22,464 | 81,171 | 36  |
| 遂 州 | 31,651 | 19,536 | 51,187 | 30  |
| 果 州 | 38,333 | 14,085 | 52,418 | 35  |
| 資 州 | 17,879 | 21,589 | 39,468 | 25  |
| 普 州 | 9,122  | 20,378 | 29,500 | 32  |
| 昌 州 | 5,822  | 28,641 | 34,463 | 38  |
| 茂 州 | 12,833 | 4,186  | 17,019 | 2   |
| 瀘 州 | 2,647  | 32,417 | 35,064 | 5   |
| 合 州 | 18,013 | 18,621 | 36,634 | 45  |
| 榮 州 | 4,911  | 11,754 | 16,665 | 14  |
| 環 州 | 10,910 | 9,894  | 20,804 | 38  |
| 懷安軍 | 24,141 | 3,184  | 27,325 | 10  |
| 広安軍 | 10,521 | 14,751 | 25,272 | 29  |
| 富順監 | 2,991  | 8,193  | 11,184 | 13  |

表9 利州路の各州戸口と鎮数

| 府州名 | 主戸数    | 客戸数    | 総戸口    | 鎮 数 |
|-----|--------|--------|--------|-----|
| 興元府 | 48,567 | 9,161  | 57,728 | 9   |
| 利 州 | 5,535  | 16,644 | 22,179 | 9   |
| 洋 州 | 32,159 | 27,138 | 59,297 | 1   |
| 閬 州 | 36,536 | 17,701 | 54,237 | 27  |
| 劍 州 | 20,659 | 7,586  | 27,245 | 17  |
| 巴 州 | 8,605  | 23,261 | 31,866 | 15  |
| 文 州 | 11,535 | 573    | 12,108 | 5   |
| 興 州 | 3,192  | 10,052 | 13,244 | 2   |
| 蓬 州 | 15,212 | 20,596 | 35,808 | 31  |
| 政 州 | 3,796  | 11,426 | 15,222 | 2   |
| 三泉県 | 3,337  | 2,977  | 6,314  | 2   |

表10 夔州路の各州戸口と鎮数

| 州軍名 | 主戸数    | 客戸数    | 総戸口    | 鎮 数 |
|-----|--------|--------|--------|-----|
| 夔 州 | 7,497  | 3,716  | 11,213 | 0   |
| 黔 州 | 790    | 2,058  | 2,848  | 6   |
| 達 州 | 6,476  | 40,165 | 46,641 | 37  |
| 施 州 | 9,323  | 9,783  | 19,106 | 0   |
| 忠 州 | 12,137 | 23,713 | 35,850 | 1   |
| 万 州 | 6,457  | 14,098 | 20,555 | 2   |
| 開 州 | 8,704  | 16,296 | 25,000 | 2   |
| 涪 州 | 2,570  | 15,878 | 18,448 | 2   |
| 渝 州 | 11,423 | 29,657 | 41,080 | 23  |
| 雲安軍 | 4,535  | 6,543  | 11,078 | 2   |
| 梁山軍 | 3,623  | 8,654  | 12,277 | 0   |
| 南平軍 | 617    | 3,020  | 3,637  | 0   |
| 大寧監 | 1,361  | 5,329  | 6,630  | 1   |



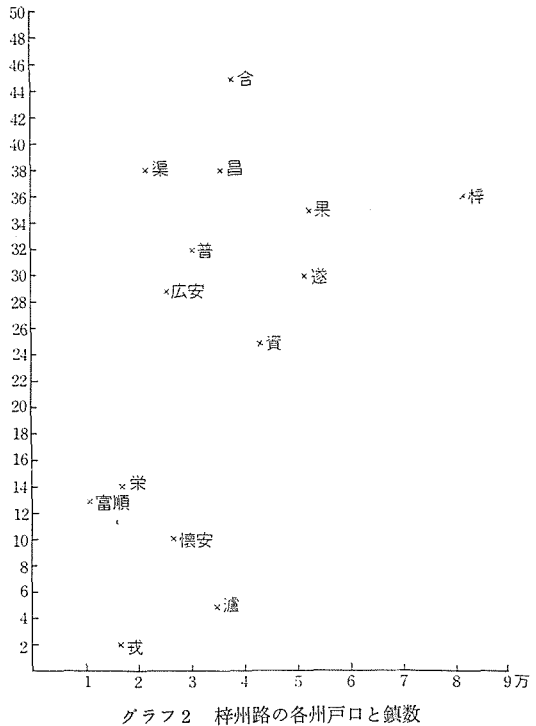
グラフ1 成都府路の各州戸口と鎮数  
(タテ軸：鎮数、ヨコ軸：戸口。以下同じ)

の二州を除く夔州路の各州では人口の多少にかかわらずほぼ各州二鎮の割合で鎮がおかれている。これはこの地方では鎮の性格が地域の商品流通よりは全国的規模で決定される交通路に規制されたからであろう。しかしこうした状況の下でも夔州路が交通路の要衝にあたってはかぎり路内を大量の商品が移動したのは事実であり、権摂官の制度等により官僚機構にくいこみ、税場の買撲を行っている豪民はこの大量の商品流通と無関係ではなかったと思われる。のちにみるように南宋期に入るとこの地方では田地の典売や借財によって豪民が小農民を収奪する状況がみられるのであり、この地方の貨幣流通は豪民の経営内容と積極的に結合していたと推測できる。

次に、以上のような国家権力と地主佃戸関係との間の状況を示す諸統計にみられる状態を手がかりとしながら、この地域での地主佃戸関係を個々の史料をもとにして考えることにしよう。

最初にそのための手がかりとして、常に利用される『宋会要』兵二の一・熙寧九年五月一五日の条を分析しよう。

夔州安撫司勾当公事程之元言、編排保甲、係教閱路分、客戸附



在保外。本州自来多兼併之家、至有数百客户者、以此編排不成。臣欲乞将主戸下所管客户、依法編排、就令主戸充都副保正等提轄、于人情事勢最為順便。詔令兵部勘会立法施行。

まず保甲法について草野氏のこの資料に対する見解には若干疑問があるので簡単に説明しておきたい。<sup>⑩</sup> 最初保甲法が熙寧三年に開封府で行なわれた時には、主客户をわけずとも一家兩丁以上の戸から一保丁をとったが、後、熙寧五

年間七月辛亥（『統質治通鑑長編』〈以下「長編」と略称〉卷二六六）に至って、この地方では直接教閲に参加する保丁を出さない主戸と客户全部は保甲に附属させる形をとった。<sup>⑪</sup> この「教閲」については、『宋会要』兵二の熙寧九年の保甲統計をみると、教閲路分とはこの開封府界と河北東西、河東・永興・秦鳳の五路であっていわゆる開封府界等五路と呼ばれる地域にあたっている。従って前引会要の条で「保甲を編排するに、教閲路分に係わらば客户は保外に附す」とあるのは一般的に教閲路分についてべているのであって、「本州」以下は「しかるに本州では教閲路分でなく、主客户ともに編排すべきであるのにもかかわらず、自来兼併の家が多く、そのためこの非教閲路分の通例によって編排できなかつたが、今法によって主客户ともに編排しよう。」という意味にとるべきであろう。このように考えると、夔州路では元来客户をふくめて保甲を編成すべきであったので、それまでに夔州路で「法に依って編排」できていなかったのには、それだけの理由があったのであろう。



その最も重要な理由は、当時の夔州路の地主佃戸関係が保甲法をうけいれ、或は要求する段階にまで達していなかったことではないだろうか。しばしば利用される太宗至道年間の記録(『太宗実録』至道二年八月丙寅条等)をみると、当時の大土地所有者の勢力は郷村規模をこえて広がっており、里正・耆長制による郷村制度を施行できなかった。その後、里正・耆長制が施行されるようになって、その基礎としての主客戸制と戸等制は中央の場合とは異った意味合いをもっていたのではないだろうか。

このような伝統の上に立って行なわれた保甲法は二つの型式を通じてこの地方にうけいれられた。その一つは『宋会要』食貨一四の三八、紹興三一年九月二四日条に

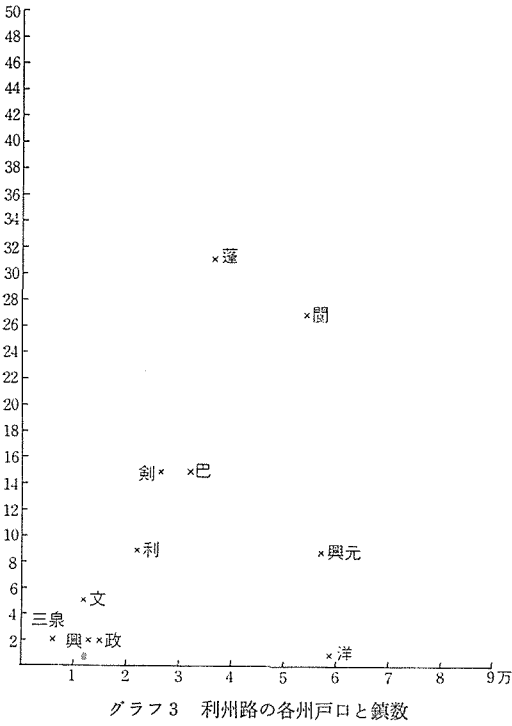
知忠州張德遠言……今忠州諸県、近年以来、於選差諸都保正、却妄引未行免役之前皇祐川峡四路郷差里正戸長耆長散從官承符官解子并手力弓手勅条、次第輸流、差至第三等人戸、充保正。

とあるように、保甲制度が実質的には無意味になるという方向である。その二は先の史料にもみえ

るように「主戸が保丁を提轄する」ことにより、保甲法が直接に地主の力を支えるものとなる場合である。この型の保甲の状況については梓州路の戎・瀘州の保甲の規定として『宋会要』兵二の三三・元豊五年六月一日条に

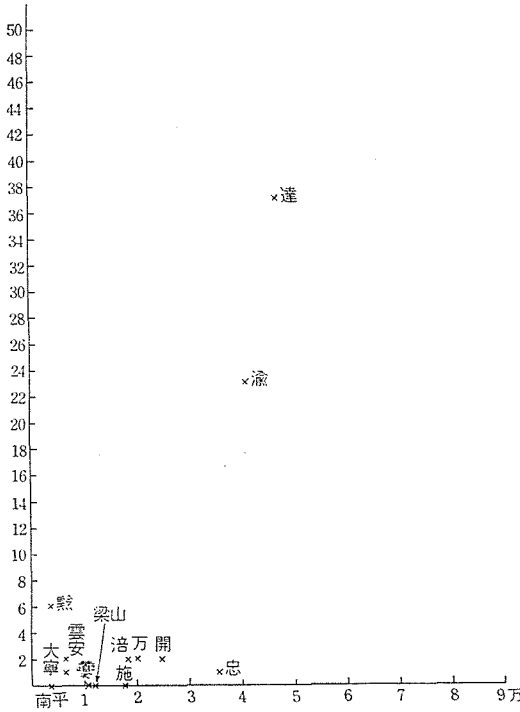
詔、広南諸路保甲、依戎瀘州例、全自置裏頭無刃鎗竹鏢排木弓刀蒿箭等、在保下闔習

とあるのが参考になる。ここでは「保下」の闔習を地主で



ある保証が提轄するという形になっている。このため南宋中末期になっても、『宋会要』兵二の四八・嘉定一五年九月一六日条に

夔路提点刑獄兼提举盧剛簡言、夔路在蜀素号僻阻。荒崖峭谷、民生其間、少知礼遜。不惟封疆広孝、盜賊出沒、難於擒捕、加以愚民無知、但營私利、為之囊橐。且一家被盜、郷隣不恤、或不敢救之。



グラフ4 夔州路の各州戸口と鎮数

とあり、地主達の間にも一般の士大夫的な規範がみられない一方、農民達の間にも横の連絡(地隣的結合)がない状況を伝えている。同史料はつづいて

因根括之徒、無異剽掠拘羅之故、米為翔湧、民生滋艱、計無所出。二三年來、至敢操戈、十百為群、白昼行劫、焚屋殺人、邊民財物、至為慘酷。

とのべており、地主の貨幣経済を利用した強度の収奪のため、小規模な暴動が日常化した状況を記し、更に「乞將本路郡県城郭、徧及郷村市鎮、以五家為甲、五甲為一小保、五小保為一大保、使之通相覺察。」とのべ、この破局的な状況の下ではじめて保甲の本格的施行が要請されたことを伝えている。又『天下郡国利病書』卷六五にひく夔州志には元末の夔州路の状況について

万県一帶南岸地方、壤接施夷、各土司環列四境：…至元省入万州、相去遠絶、民又獷狠、乃致奸巧之徒鼓扇其中。…其間狡猾之民、動犯法禁、稍聞捕緝、即徙入夷、名曰投峒、間引土夷、劫掠我人民、侵略我畜産。又巴南富豪、懼夷侵略、私拋

險要、築堡。自守、名曰立砦。因見地方曠遠、兼恃家丁衆強、不  
 供租庸、不服拘喚。

とのべている。この史料では階級矛盾と民族矛盾の複雑な  
 結合の一端が示されているが、この点については次章でふ  
 れることとし、とりあえず、この地方では大地主が武力を  
 もってその階級支配を貫徹させていたこと、及びこれに対  
 する農奴の農民の反抗が逃散と小規模かつ永続的な実力行  
 使をもつて行なわれていたことに注意しておきたい。こう  
 した地縁的結合を強めつつ反抗する農民の成長に対する地  
 主側の支配体制の変貌の一面として保甲法の実質化が行な  
 われたのではないだろうか。

さて前掲史料にもどれば、夔州路では数百の客戸をもつ  
 地主がいたが、ここにいう客戸は先の考証からみても、基本  
 的には従来統計上において客戸といわれてきたものと一致  
 するであろう。そこで改めてこの立場から、『太平寰宇記』  
 と『元豊九域志』にみられる四川四路の戸口統計の分析を  
 してみよう。ここではまず帰・峽・豊の三州の場合をもふ  
 くめて、生産力の発展のメルクマールとして総戸口を、地  
 主佃戸関係のメルクマールとして主客戸の比率をとり、両

志にみえる数字を示そう(表11・12)。具体的な各州の領域  
 には両志に出入があるが全体としての傾向をみるためには

表11 夔州路における主客戸率と総戸口(1)

|     | 主戸数(a) | 客戸数(b) | $\frac{b}{a+b}$ |
|-----|--------|--------|-----------------|
| 夔州  | 3,857  | 3,230  | 0.46            |
| 施州  | 欠      | 欠      | 欠               |
| 雲安軍 | 4,310  | 3,490  | 0.45            |
| 開州  | 3,686  | 7,859  | 0.68            |
| 忠州  | 1,970  | 16,720 | 0.89            |
| 万州  | 619    | 1,280  | 0.67            |
| 梁山軍 | 682    | 4,672  | 0.87            |
| 黔州  | 1,279  | 2,504  | 0.67            |
| 渝州  | 3,692  | 16,250 | 0.82            |
| 大寧監 | 1,127  | 1,435  | 0.57            |
| 南平軍 | 不在     | 不在     | 不在              |
| 涪州  | 3,501  | 8,547  | 0.71            |
| 達州  | 2,660  | 10,331 | 0.80            |
| 歸州  | 1,127  | 1,435  | 0.53            |
| 豊州  | 6,136  | 5,810  | 0.48            |
| 峽州  | 2,983  | 1,418  | 0.32            |

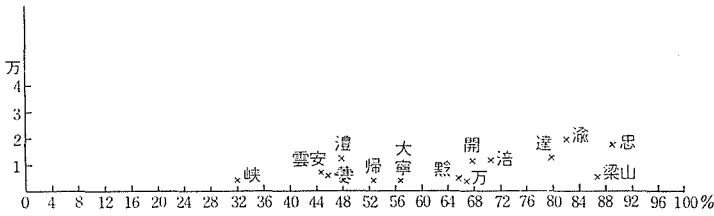
(『太平寰宇記』による統計)

表12 夔州路における主客戸率と総戸口(2)

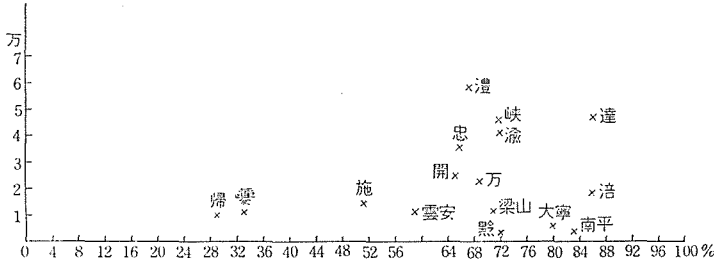
|     | 主戸数(a) | 客戸数(b) | $\frac{b}{a+b}$ |
|-----|--------|--------|-----------------|
| 夔州  | 7,497  | 3,716  | 0.33            |
| 施州  | 9,323  | 9,781  | 0.51            |
| 雲安軍 | 4,535  | 6,543  | 0.59            |
| 開州  | 8,704  | 16,296 | 0.65            |
| 忠州  | 12,137 | 23,713 | 0.66            |
| 万州  | 6,457  | 14,098 | 0.69            |
| 梁山軍 | 3,623  | 8,054  | 0.71            |
| 黔州  | 790    | 2,058  | 0.72            |
| 渝州  | 11,402 | 29,657 | 0.72            |
| 大寧監 | 1,301  | 5,329  | 0.80            |
| 南平軍 | 617    | 3,020  | 0.83            |
| 涪州  | 2,570  | 15,878 | 0.86            |
| 達州  | 6,476  | 40,165 | 0.86            |
| 歸州  | 6,877  | 2,761  | 0.29            |
| 豊州  | 19,403 | 39,276 | 0.67            |
| 峽州  | 12,609 | 32,887 | 0.72            |

(『元豊九域志』による統計)

支障にはならないはずである。更にここにみられる傾向をより見やすくするために、これらの数値をグラフ上にあらわすと次のようになる(グラフ5・6)。両志ともに、南平・梁山・大寧・雲安の諸軍監以外は、緩慢ながら客戸の比率の上昇とともに総戸口が増加しており、大土地所有の発展と客戸の増加が、この地方の発展の方向であったと思われる。次に比較のために夔州路と最も対照的な成都府路の場合を主として残った三路の戸口統計を分析しよう。



グラフ5 夔州路における各州戸口と客戸率の相関  
(『太平寰宇記』による)



グラフ6 夔州路における各州戸口と客戸率との相関  
(『元豊九域志』による)

表13 成都府路における主客戸率と総戸口(1)

|     | 主戸数(a)  | 客戸数(b) | $\frac{b}{a+b}$ |
|-----|---------|--------|-----------------|
| 綿州  | 28,436  | 9,280  | 0.25            |
| 簡州  | 14,059  | 6,010  | 0.29            |
| 蜀州  | 36,254  | 10,322 | 0.23            |
| 彭州  | 26,300  | 7,680  | 0.23            |
| 邛州  | 38,497  |        |                 |
| 漢州  | 48,538  | 10,260 | 0.18            |
| 成都府 | 89,438  | 2,440  | 0.03            |
| 都井監 | 12,392  | 13,115 | 0.49            |
| 陵州  | 332     | 186    | 0.36            |
| 黎州  | 31,665  | 31,258 | 0.50            |
| 眉州  | * 8,735 | 3,826  | 0.31            |
| 茂州  | 273     | 53     | 0.16            |
| 嘉州  | 5,691   | 23,207 | 0.80            |

(『太平寰宇記』による)

さて『太平寰宇記』と『元豊九域志』にあらわれた成都府路の総戸口と主客戸の比率は次のようになる(表13・14)。前述の場合と同じく、この二数の相関をグラフにあらわすと次のようになる(グラフ7・8)。なお雅州は『太平寰宇記』では主戸八〇三七五となっているが、この数字はあ

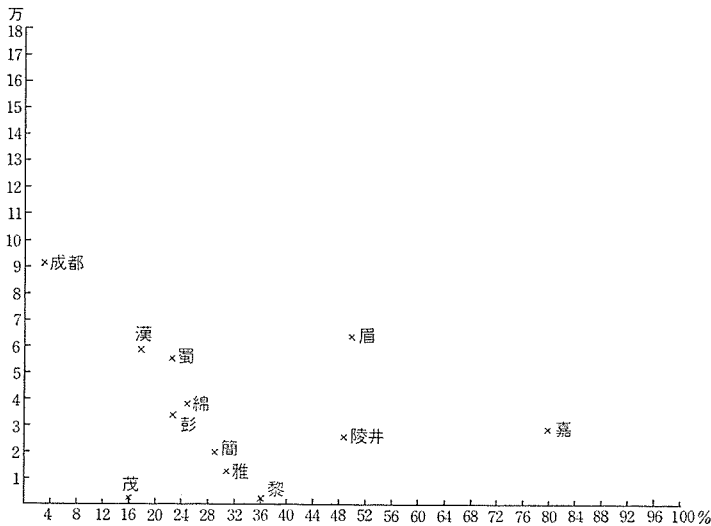
このグラフをみると、『太平寰宇記』の場合も『元豊九域志』の場合も、茂・威・眉・陵・嘉の諸州監をのぞいて、夔州路とは対照的に、総戸口の増加とともに客戸の比率が減少するという方向が極めて明瞭にあらわれている。先にもふれたように統計上の客戸数は一応地主佃戸関係の下にある客戸数を反映していると思われるから、この統計からする限り、成都府路では主戸の増加が生産力の発展を制度的に反映するものであったろう。若干異った傾向を示す諸州監の

らゆる点で不釣合いなので、意をもって八七三五に修改した。

表14 成都府路における主客戸率と総戸口(2)

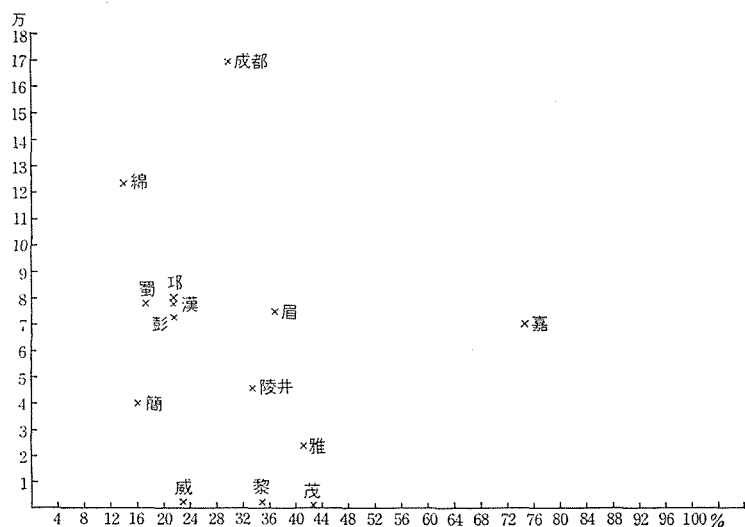
|     | 主戸数(a)  | 客戸数(b) | $\frac{b}{a+b}$ |
|-----|---------|--------|-----------------|
| 綿州  | 106,064 | 17,085 | 0.14            |
| 簡州  | 32,638  | 7,576  | 0.16            |
| 蜀州  | 65,599  | 13,328 | 0.17            |
| 彭州  | 57,418  | 14,999 | 0.21            |
| 邛州  | 63,049  | 17,081 | 0.21            |
| 漢州  | 61,697  | 16,843 | 0.21            |
| 威州  | 1,286   | 383    | 0.23            |
| 成都府 | 119,388 | 49,710 | 0.30            |
| 陵井監 | 31,909  | 15,419 | 0.33            |
| 黎州  | 1,797   | 915    | 0.35            |
| 眉州  | 48,179  | 27,950 | 0.37            |
| 雅州  | 13,461  | 9,526  | 0.41            |
| 嘉州  | 17,720  | 52,826 | 0.75            |
| 茂州  | 318     | 239    | 0.43            |

(『元豊九域志』による)



グラフ7 成都府路における各州戸口と客戸率の相関 (『太平寰宇記』による)

うち『太平寰宇記』の茂州は主戸二七三客戸五三、計三二六にすぎず、『元豊九域志』の威州は主戸一二八六、客戸三八三、計一六六九という貧弱な数値をしめしており、他の諸



グラフ 8 成都府における各州戸口と客戸率  
(元豊口城志による)

州監と相当に異なった条件をもっていたと思われる。兩州ともいわゆる蕃漢雜居の地方であり、しかも茂州の場合には『太平寰宇記』の同条に「自古至今、並無兩稅」とあり、

又『涑水記聞』卷一四にも「茂州居群蠻之中、地不過數十里、旧無城、惟植鹿角」というように、特別な地域であった。眉・嘉・陵の三州監については、先にみた鎮の分布や科挙官僚制の展開過程について、梓州路に近い数値をもち、この場合の二数についても梓州路と同様の傾向を示している。これらの三州監は地理的・地形的にも梓州路に近く、相当に梓州路の影響があったものと見られる。ついでながら、梓州路でこの二数の相関をみると、兩志ともに成都府と同様の傾向がみられるが、その率は緩慢である。利州路では、『太平寰宇記』では夔州路型、『元豊九域志』では成都府路型をとっているが、その増加の割合は梓州路より更に弱い。

それではこの結果にもとづいて成都府路では自作農の増加が発展の方向であったと云えるであろうか。これについては元祐元年頃の成都府の状況を記した呂陶の『淨徳集』卷四「奉使回奏十事状」を参照する必要がある。これを見ると「伏縁成都府界四境之土、相距皆二三十里之遠。昔為十県、県主戸各二三万家、而客戸數倍焉」とあり、成都府では客戸の数が主戸の數に數倍したと記されてある。ところ

が一方、先にみたごとくほぼ同時期の状況を伝える『元豊九域志』では、成都府の主戸十一万九千三百八十八に対して客戸は四万九千七百七十と半数にも満たない数を示している。これについては先の夔州路で大土地所有者の経営下に組みこまれた客戸が統計上にあらわれて客戸の比率が高かったこと、宋代では地主佃戸関係の発展していると見られる地域ほど客戸の比率が低いことを考えると、わずかでも田地をもち、地主の小作人となりながらも自己の経営をもった自小作農は主戸として登録され、又一度主戸として登録されると、完全に田産を失っても戸籍上は同様に主戸として登録されつづけるというような事態があったのではないかと思われる。この主戸が田地喪失にかかわらず戸籍上は主戸としてとどまるという状況はすでに柳田氏の指摘がある<sup>⑨</sup>。このように考えると、当時成都府路では、すでに大土地所有が経営と完全に分離し、小農は経営上は基本的に独立しており、統計上の主戸の増加はこの事実の反映であったと考えられる。そして戸籍上の主戸といえども実質的には自小作農・小作農が大部分をしめており、実際の佃戸数は極めて多かったのであろう。

以上のような夔州路の社会経済的状况をふまえて出された例の佃戸逃移禁止令はどのような内容と意義をもっていたのであろうか。次に『宋会要』食貨六九逃移にひく南宋の開禧元年六月二五日の開禧勅によってその主要部分を次に掲げよう。

夔州路運判范孫言、本路施黔等州、界分荒遠、綿亘山谷、地大人稀。其占田多者、須人耕墾。富豪之家、争地客、誘說客戸、或帶領徒衆、率室般徙。乞將皇祐官莊客戸逃移之法、稍加校定。

諸凡為客戸者、許役其身、而毋得及其家屬婦女、皆充役作。

凡典売田宅、聽其從条離業、不許就租、以充客戸。雖非就租、亦無得以業人充使。

凡借錢物者、止憑文約交還。不許抑勒以為地客。

凡客戸身故、而其妻願改嫁者、聽其自便。

凡客戸之女、聽其自行聘嫁。

庶使深山窮谷之民、得安生理、不至為彊有力者之所侵欺、実一道生靈之幸。

刑部看詳、皇祐勅、夔州路諸州官莊客戸逃移者、並勒歸旧処。又勅、施黔州諸県主戸壯丁、寨將子弟旁下客戸、逃移入外界、委県司画時(計)会所属州県追回、令著旧業、同助把托边界。……さてこの史料は「皇祐諸州官莊客戸逃移之法」と施・黔州

についての「又勅」及び、この史料のかかれた時点でのこれらの勅を参照して新しい処置をするための議論、という三部分からなっている、当面問題となるのは夔州路全般にとつての規定について議論されている最後の部分であるが、その前に勅令の第一・第二の部分についても若干の考察を行なっておきたい。何故なら、周藤・梅原両氏の見解の差異と論点の分岐はこれらの史料の解釈の差にもっとも明瞭にあらわれていると思われるからである。

ここでは前掲条文の第二の部分については次章でふれることとし、第一の部分に「皇祐勅、夔州路諸州官荘客戶逃移者、並勅帰旧処。」というように、皇祐年間に夔州路の官荘を耕作する客戶の逃亡が禁止されたことの意味を考えよう。南宋に入るとこの官荘客戶の逃移禁止令が夔州一路に拡大される訳であるが、ここで注意する必要があるのは、客戶の事実上の田地への緊縛とその法制化の間には若干の意味の差異があるということである。先に見た中書備対の統計の結果によれば、夔州路で登録された墾田額の三割は官田職田によってしめられている。徴税という観点からみるなら、国家としては、まずこの官田職田の租入を確保する

ことが必要である。官荘客戶の逃移の禁止は恐らく職田の客戶にも比附して施行されたであろうから、皇祐客戶逃移禁止法は官田職田の所有経営を確保するためのものであつて直接に大地主の体制を法制化したものではなかつたのではないかと考えられる。又同様に徴税に限つていうなら残余の七割の墾田額にしても、これは豪族の土地所有のごく一部を登録したにすぎないものであり、豪族と官僚機構の結合さえ維持できるなら、その徴収は割に簡単であつたはずである。問題を豪族の側からいえば、北宋期の鄉村制、保甲制の失敗にあらわれているように、豪族の大経営が地の商品流通を利用しながら極めて強固に存在している段階では、しかも蕃界への逃移を恐れずにすむ地域では、客戶の田地への緊縛はその所有と経営の内部で実現されているのであつて、特にそれが法制化される必要はない。『元豊九域志』では、客戶の登録数が相当の数値を示しているが、客戶の戸口統計への登録によってその帰属が明確になることは農奴支配による彼らの所有と経営の客観化・法制化であり、それ以上の客戶逃移の禁止は必要とされなかつたのではないだろうか。客戶の逃移が一般的になるために



は少くとも逃亡先で別の地主の下に入ることができるか、或は困難ながら逃亡先で自作農化する展望があるか、という二条件が必要だと思われる。そして現実には両者は同時に見られ、逃亡戸は逃亡先で、自己の経営をもち、自作農化できる見通しをもちながら、新しい地主の再収奪をうけ、再び小作農的存在となっていくものと思われる。租課による封建的収奪をうける点で、前後に変化はないが、重要な変化は、先にあった封建的大経営が今や解体しつつあるということである。一口に労働力の争奪といっても、官僚機構・商品流通や地理的諸条件と密接に結合している大経営の段階では、労働力の受け入れにはそれだけの関連諸条件の変動が必要であり、放出する側にも同様の諸条件が必要である。そこには当然封建的アナーキーの存在がみられるはずであるが、アナーキーにはアナーキーなりの階層化の原理が働き、しかも労働力争奪を不可とする一種の規範が成立していたものと思われる。南宋に入って、小経営農民のある程度の自立と事実上の田地緊縛の前提諸条件の廃弛が、官荘佃戸の逃移禁止を一路に拡大する必要を生んだのではないだろうか。

さてこうした大土地所有と大経営の分離・小農の経営面の自立と大土地所有の併存は、南宋期の夔州路に大きな変化をよびおこした。今ここにその史料面での表現として、客戸の逃亡、地主の労働力争奪、貨幣経済の小農民への侵透と貨幣経済を利用した典買・借財等による小農民の再収奪、豪民の労働支配の維持を指す反動的傾向等々をみることができるわけである。淳熙十一年六月二十七日の皇祐勅の夔州一路及び、荆湖北路の帰・峽・豊三州への拡大と開禧元年六月二五日の范孫による規定の修改はこうした背景の中で行なわれたのである。先にもあげた『宋会要』兵二の四八・嘉定十五年九月一六日条では、豪民の強制的羅買に反対する農民たちが、白昼隊伍を組んで武器をもって横行するに至っており、矛盾が危機的な状況を呈していることを示している。このような状況に対して開禧元年の范孫の上言は、淳熙十一年の客戸逃移禁止令の一路への拡大を前提として、その上で、①佃戸の家族ぐるみの地主への隸属の禁止、②小農民の田宅の典売にあたって、彼らをそのまゝ佃戸として役使することの禁止 ③借財者を佃戸とすることとの禁止の三点を要点としている。このような彼の発言の

背後には、恐らくは貧弱なものながら、一応田宅をもちうるところまで成長した小農民が借財のため再びそれを豪民に収奪されるような状況、及びこうして再び豪民との間に小作関係に入った佃戸も、従来の如く家族ぐるみ豪民の経営下にくみこまれるとは限らないという状態が広く見られたものと考えうる。北宋期にこの地方の大土地所有が大経営と密接につながって行なわれたと推定されることと比較すると、そこに大きな相異がみられる、典売・借財といった新しい形での貨幣経済を利用した収奪の底には、大経営の崩壊があり、ある程度の経営的に自立した小農を貨幣経済を通じて再収奪した後に豪民達が更に古い労働支配の形式を彼らにおしつけることは、この矛盾を更に激化させた。范孫は遠見をもった地主官僚として、こうした事態の進行を認めたと、先進地域と同様の、大経営にもとづかない、租佃関係を通じた大土地所有の育成を意図したものと考えられる。

ところが一方、畚田といった小資力でも新開墾の可能な条件の下での、しかも大量の未開墾地の存在という前提を考えると、佃戸の逃移が広範に展開すれば、大土地所有の

存続そのものが危機に面する。しかも大土地所有が必ずしも大経営を必要としないとすると、貨幣経済その他を利用した単純な再収奪のみで大土地所有は自由に拡大される。そのため大土地所有者間の佃戸争奪は従来以上に激化する。当時、民間の私田にまで客戸の逃移と争奪を禁止する規定が拡大されたのはそのためであろう。先進地域で重要な意義をもった保甲法の施行が、先にもみたように、嘉定一五年に至って、改めてこの地域で問題となったのも、こうした封建的大土地所有の再編成の一環としての意味をもっていたと思われる。

① たしかに氏の主張されるように史料上では後進地域に有田無税戸に関する記述を多くみることができる。しかし実際にはその際に流民自体が直接有田無税戸になるのは例外的であって、在地の地主の佃戸となったり、あるいは一旦自作農になる機会にめぐまれても再び階層分化を通じて地主・佃戸関係が在地に成立したであろう。主客戸制度はここでも基本的には地主・佃戸関係の法制化であったと思う。

又先進地域については前引宮崎氏の説を参照するなら、むしろ佃戸の地位がいわば隸農の段階にまで到達したため、彼らが更に貧農としてわずかの土地であれ土地の所有者にまで上昇する可能性があり、地主の側では彼らを主戸として過重な賦税を負担させることにより、その自作農化を阻んだものと考えられる。従ってここには「無田有税」の「主戸」が多く存在したのであろう。

② 草野氏の強調される「主戸・客戸」は国家の編籍上の制度であることを確認しなければならぬ」という提言には筆者も全面的に賛成するが、その上で更にこの制度上の問題がいかなる階級関係の法制化として成立したのかという論点が同時に必要であると思う。

③ 『宋史』食貨志の原文は「命官形勢占田無限、皆得免役。衙前將吏、得免里正戸長、而応役之戸、困於繁數、偽爲券、售田於形勢之家、仮佃戸之名、以避徭役。」とあって、この場合の徭役とはすでに曾我部氏によって明らかにされている如く(『宋代財政史』)、職役を指している。この記事は職役免除の特典のない富農層が戸等の低下を計って田地名義の書きかえを計ったにすぎない。又佃戸が夫役を免れたという氏の議論は甚だ疑問である。(筆者「宋代鄉村制度之形成過程」、『東洋史研究』二五の三)。

④ 同氏のひかれてある記事には丁口数の記載しかない。又ごく単純な理屈をいえば、草野氏の説く如く五年乃至七年で「客戸」が主戸となるなら少くとも七年間に主戸の數割の流民が発生して他郷に移住しなければ宋代の主客戸統計に見える數字は成立しないことになる。

⑤ 勿論、佃戸と客戸の概念は氏らの主張されるように本来一致しないし事実としても一致しない場合が多い。しかしここで言いたいのは戸籍上あるいは税役上の区分として、「客戸」と佃戸という二階層が成立するのではないということである。

⑥ この点についてはすでに草野靖「唐中期以降における商品經濟の發展と地主制」(『歴史学研究』二九二)に指摘がある。

⑦ 同氏の主張される如くであるなら当然、直接に夔州路に接している利州路と梓州路に同様の「手つづき上の」法令が出されなかったのは何故かという疑問がでてくる。

⑧ 但し「朝野雜記」甲集卷十六財賦三・省莊田に「省莊田者、今蜀中有之、号官田。自二稅外仍科租。応大小麦豆稗白米穀桑麻蒿芋之數、

十有八種。無不必取之。既高估其直、又每引別輸稱提錢、民甚苦之。然其實皆民間世業、每貿易、官仍收其算錢。但世相沿襲、謂之官田、不知所始也。」とあり、夔州路の場合でも實質的には國家の直接經營下にはなかつたであろうが、所有の面からいえばやはり官田の色彩が強かつたであろう。

⑨ 『元豊九域志』に見える同路は九州一監三十県である。  
⑩ ここでは単に「蜀人」とあるようにどこに所屬させてよいか不明なものは強いて明確にする努力はしなかつた。

⑪ この場合、蜀州の永康県と婺州の永康県、光州と台州の仙居県、吉州・処州の龍泉県、岳州・蘇州の平江、等々の直ちに区別のつかない地名は統計に入れていない。

⑫ 旧額云々については、加藤繁「宋代商稅考」(『支那經濟史考証』下所収)を参照。

⑬ 又『朝野雜記』甲集卷十四「蜀中官楹」の項をみよ。

⑭ 氏は「宋氏の主戸・客戸・佃戸」(『東洋學報』四六の一・二)のなかで、夔州路で特に主戸戸下の客戸(「佃戸」も保甲に編排しようとする)と考へ、佃戸が保甲の編排からはずされるのが通例であつたとのべている。

⑮ 曾我部静雄「王安石の保甲法」(『東北大学文學部研究年報』八)。

⑯ 周藤吉之「宋代の佃戸制」(『中国土地制度史研究』所収)以来の諸論文をみよ。

⑰ なお『元豊九域志』をみると、成都府路の漢州と夔州路の黔州にそれぞれ鹿角寨の名がみえる。鹿角とは逆茂木の意であり、一般に寨のなかに逆茂木をめぐらしたものが多かつたのではないかと思われる。茂州の州治もその形態からいうと一種の寨であつた。

⑱ 『元豊九域志』の同府の項に九県名を記し、その注に「熙寧五年、省犀浦縣爲鎮、入郫」とあるのを見れば、この「昔」とは熙寧のこ

ろをさすと思われる。

⑲ 「宋代の客戸について」(『史学雑誌』六八の四) 及び「宋代郷村の  
下等戸について」(『東洋学報』四〇の二)。

⑳ 梅原氏「試探」の如く、単に土地が広く労働力が不足したというよ  
うな説明では、地主の経営維持のための観点を無批判にうけつぐもの  
といわれても仕方がないであろう。

(岡山大学講師)

# Masakado's 将門 Rebellion and Aristocracy in the Kyoto

by

Mitsuo Inoue

In the middle of the 10th century, the first half of the Heian 平安 era, the rebellion broke out in the land of the Eastern Country; that of Masakado's 平将門. It may be a decisive effect that this rebellion had on the subsequent political process; and it has been analysed from the view point of the collapse of the Ritsuryo 律令 State and growth of samurai, or warriors, with many fruitful results.

Judging from the Masakado's conduct like a warrior, the case has mainly been examined as a problem of a body of warriors, not completely in the whole political process of the 10th century.

This article, supplying the deficiency of some theories, is to analyse the aspects of the Rebellion through the disposition of aristocracy in the metropolis, and the way of reorganizing the subsequent policy affected by conditions of the actual place.

## Problems of Peoples and Landholding in Kui-zhou-Lu 夔州路, Si-Chuan 四川, in the Song 宋

by

Yasuhiko Satake

This article is to explain in social and economic aspect the regional character of Kui-zhou-Lu 夔州路 which was said to be the most backward region in Song 宋. Kui-zhou-Lu may be divided into two parts, one was Shi-zhou 施州 and Quian-zhou 黔州 where minor races and the Han 漢 race lived together, the other the rest. In the former part, private ownership and power derived from the community system of minor races were growing under the initiative by the Song 宋 dynasty, and influential persons of Han or minor races forced great landholding out, by changing the former communal public right into the private one. In the latter, the development of a similar stage before Song regulated

the form of great landowners' possession of military power, but in the middle and at the end of Nan-song 南宋 among their subject peasants grew the movement of independence of minor management.

The so-called Prohibition Act of Tian-hu's 佃戶 Escape in this Lu 路 may be considered as an enforcement for reorganizing of the crisis in this preceding feudal system.

## Robert Peel and the Catholic Emancipation

by

Kenji Muraoka

There are two famous episodes in Peel's career about which there always has been, and always will be, acute controversy.

The first is the Catholic emancipation in 1829. Down to that year Peel had been chiefly known as the strongest and ablest opponent of Catholic emancipation. In 1829, however, he himself introduced and carried, with the help of opposition votes, the very measure which he had so long and so consistently opposed. Was he justified in doing this?

The second episode is the repeal of the Corn Laws in 1846. In 1841 he was raised to the premiership as the leader of a party which had gained a majority at the election as being in favour of the protection of agriculture. In 1846, however, he, remaining Prime Minister, carried the repeal of the Corn Laws, again by the support of the Opposition, and against the intention of his party. Was he justified in doing this?

This paper chiefly deals with the first one, the subject of 'Robert Peel and the Catholic Emancipation'. It must be my great pleasure if this trial should be able to make some contribution to the controversial question as to whether Peel was justified in his doing in 1829.

## Origin of Metallic Implements in Korea

by

Tadashi Nishitani

The appearance of metallic implements in Korea was in the culture